

日金協(業)第令2-106号
令和2年10月30日

各 位

日本貸金業協会

成年年齢引下げに向けた貸金業界における貸付方針・取組状況等について
(アンケート調査結果の公表)

民法の成年年齢を現在の20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が、令和4年4月から施行されます。

若年者は、一般的に収入が少なく、貸金業法上の総量規制等により、おのずと貸付け可能な金額も少なくなります。そのため、若年者に対する返済能力の調査が適切に行われ、貸金業法の諸規定が遵守されること、および貸金業者による自主的な取組を把握・推進していくことが重要です。

当協会は、令和2年6月、金融庁とも連携の上、消費者向け貸付けを行っている協会員467社に対し、令和2年3月末時点の若年層への貸付状況や令和4年4月以降の貸付方針のほか、効果的な自主的取組の実施状況についてアンケート調査を実施し、本日、当協会のウェブサイトにおいて、その結果を公表しました。

[協会ウェブサイト]

[「若年層の顧客に対する貸付方針・取組状況等に関する調査結果」](#)

【お問い合わせ先】

業務企画部 調査課

電話 03-5739-3013